



2025年7月23日

各 位

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 上場会社名   | 北海道電力株式会社         |
| 代表者     | 代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋 |
| (コード番号  | 9509 東証プライム・札証)   |
| 問合せ先責任者 | 総務・環境部企業行動室       |
|         | 法務グループリーダー 堂垣内 康弘 |
| (TEL    | 011-251-1111)     |

### 北海道電力ネットワーク株式会社における 電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告の受領について

当社子会社の北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「北電ネットワーク」）は、同社が作成した非公開情報※<sup>1</sup>が記載された資料を当社従業員が所持・閲覧し、発電事業の業務に利用した事実が認められた※<sup>2</sup>ことについて、本日、電力・ガス取引監視等委員会（以下、「同委員会」）より業務改善勧告を受領しました。

当社および北電ネットワークといたしましては、電力自由化における公平、公正な競争を前提とした事業運営の根幹を揺るがしかねない行為と重く受け止めており、地域やお客さまとの信頼関係を損なう事態を招いたことを深くお詫び申し上げます。

今後、同委員会からの業務改善勧告に真摯に対応するとともに、行為規制の法令遵守に係る新たな監視・監督体制のもと、徹底した再発防止に努めてまいります。

※1：一般送配電事業者が営む託送供給および電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報

※2：電気事業法上、北電ネットワークの特定関係事業者（一般送配電事業者と同一グループ内の小売電気事業者、発電事業等）である当社は、非公開情報をその小売電気事業、発電事業等の業務において利用すること等が禁止されている

#### 【電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告の内容（抜粋）】

- 1 貴社の令和5年5月12日付「「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等について（要請）」に対するご報告について」別紙「Ⅱ．内部統制体制の確認について」に記載の内部統制強化に係る取組につき、未実施又は不十分な事項を、令和7年8月22日（金）までに整理して、電力・ガス取引監視等委員会に報告した上、早期に当該事項に係る取組を実施すること。

不十分な事項の整理にあたっては、とりわけ以下の観点・事項に留意すること。

- ①非公開情報の適切な管理を含めた、教育、研修の体制及び内容の改善、並びに、従業員による相談、通報がしやすい仕組みの整備及び組織風土の醸成により、従業員の適正な業務遂行を支援しているか。

②システムのリスク評価（システム総点検）が十分に行われているか。

特に、非公開情報の管理の用に供するシステムに関するリスク評価の実施にあたり、当該システムのサブシステムも含めてリスク評価を実施し、リスクに応じた当該システムの管理体制、監査体制の改善について検討しているか。

③業務全体のリスク評価（業務総点検）が十分に行われているか。

特に、行為規制に違反するリスクの高い重要な業務委託先及び委託業務を特定し、リスクに応じた管理体制、監査体制を構築しているか。

※上記観点・事項は、随時見直しを行うことがあり得る。

- 2 北海道電力株式会社と共有するフォルダ・ポータルサイト・サーバ等の情報共有ツールについて、当該ツールに保存される非公開情報の取扱いを管理するための計画を立案し、電力・ガス取引監視等委員会が指定する期日までに計画を提出すること。計画の進捗状況を定期的に電力・ガス取引監視等委員会に報告しつつ、当該計画を実施すること。
- 3 事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。
- 4 上記1及び2の勧告内容に係る改善計画が不十分であると認められる場合においては、必要に応じて追加的な改善策を策定し、実施すること。また、勧告内容の実施状況について、電力・ガス取引監視等委員会のフォローアップに誠実に対応すること。

以 上